⑷　工事・エレベーターの保守管理業務内容及び設計内容
①　工事内容
住棟　鉄筋コンクリート造　５階建　３棟　住宅戸数110戸
付属棟　配水塔、加圧所、ゴミ置場、自転車置場
建築工事、電気設備工事、衛生設備工事、エレベーター設置工事、土木工事、造園工事　一式
②　エレベーターの保守管理業務内容
グリーンヒルズ仁川第Ⅱ期の集合住宅に設置するエレベーター４基の供用開始後20年間の保守管理業務
③　設計内容　実施設計及び計画通知等に係る図書の作成・申請作業
⑸　工期　平成26年３月から平成28年４月まで（予定、実施設計及び申請期間を含む。）
⑹　追加工事　無
⑺　工事実施形態
①　上記⑵に示す工事（以下「本工事」という。）は、申請時に「企業の技術力」、「配置予定技術者」、「施工計画」等について記述した競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）を受付け、入札時に価格と価格以外の要素を総合的に評価し、落札者を決定する総合評価落札方式の適用工事である。
②　本工事は、一定の条件に該当する低入札価格調査対象工事業者の入札への参加を制限する等の試行工事である。
③　本工事は、低入札価格調査対象となった者と契約を行う場合、監理技術者等と同等の基準を満たす専任の技術者の追加配置を求める試行工事である。
④　本件の落札者は、工事の契約に先立ち、当機構と「エレベーター保守管理業務に関する覚書」を交換する。また、当該工事の完了時までに「エレベーター保守管理業務に関する覚書」に基づき、「協定書」を締結する。
⑤　本工事においては、資料の提出、入札等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。なお、紙入札方式の承諾に関しては、西日本支社総務部契約チームに承諾願（ホームページに掲載している電子入札運用基準の様式１及び２）を提出するものとする。
電子入札システムで使用することができるＩＣカードについては、ホームページに掲載している電子入札運用基準で確認し、必要に応じて年間委任状等を提出するものとする。

２　競争参加資格　競争に参加を希望する者は、次に掲げる条件をすべて満たしていること。
⑴　契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ていない者でないこと。
⑵　一定の不誠実な行為により当機構から取引停止措置を受け、その後２年間経過しない者でないこと。
⑶　当機構関西地区における平成25・26年度建築工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。
なお、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、西日本支社長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。
⑷　当機構関西地区における平成25・26年度建築工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が、1,200点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、1,150点）以上であること。（上記⑶の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に客観点数が1,200点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、1,150点）以上であること。）
⑸　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑶の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑹　次に掲げる設計及び工事の実績を有する者であること。
①　単体で申請の場合は、以下の㈠及び㈡の条件を満たすこと。
㈠　設計の実績について、以下のａ）又はｂ）の条件を満たすこと。
ａ）平成10年度以降（平成10年４月１日から申請書及び資料の提出日の前日まで）に完了し引渡しが済んでいる以下（※）の元請としての設計実績を有する者で、設計部門が建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に基づく一級建築士事務所登録のある者であること。（共同企業体の構成員としての実績は、代表者の場合のものに限る。）
※鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の地上６階建て以上の共同住宅（１戸当りの専有面積が30㎡以上に限る。）の新築建築工事の実施設計。なお、床以外の主要構造部全部又は一部にプレキャストコンクリート部材を使用する場合は、公告日の前日までに「建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令」に規定する指定性能評価機関の「性能評価」が完了したものであること。
ｂ）設計作業を申請者以外の者とする場合の設計業者は、平成10年度以降（平成10年４月１日から申請書及び資料の提出日の前日まで）に完了し引渡しが済んでいる上記（※）の元請としての設計実績を有する者で、当機構関西地区における平成25・26年度建設コンサルタント等業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の業種区分「建築設計」の認定を有し、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に基づく一級建築士事務所登録のある者であること。
㈡　平成10年度以降（平成10年４月１日から申請書及び資料の提出日の前日まで）に完成し引渡しが済んでいる本工事と同種の工事（以下「同種工事」という。）の元請としての施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）
同種工事は、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の地上６階建て以上（＊１）、かつ80戸以上（＊２）の共同住宅（１戸当りの専有面積が30㎡以上に限る。）の新築建築工事とする。
（＊１）一つの契約で複数棟ある場合は、１棟以上が６階建て以上であること。（以下すべて同様。）
（＊２）一つの契約で複数棟ある場合は、合計戸数が当該戸数以上であること。（以下すべて同様。）
なお、経常建設共同企業体として申請する者は、いずれかの構成員が上記同種工事の実績を有しているものとし、他の構成員は下記②㈡に示す工事の実績を有すること。
②　共同で申請の場合は、以下の㈠及び㈡の条件を満たし、かつ、特定建設工事共同企業体の構成員として、下記⑽の特定建設工事共同企業体の構成員基準に基づいて結成された特定建設工事共同企業体であり、さらに、下記⑽に基づき当機構から本工事に係る競争参加資格の認定を受けた特定建設工事共同企業体でなければならない。
㈠　特定建設工事共同企業体の代表者は、上記①㈠及び㈡の要件を満たす者であること。
㈡　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、平成10年度以降（平成10年４月１日から申請書及び資料の提出日の前日まで）に完成し引渡しが済んでいる以下に示す工事の元請としての施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）
・鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の地上６階建て以上（＊１）、かつ50戸以上（＊２）の共同住宅（１戸当りの専有面積が30㎡以上に限る。）の新築建築工事
⑺　次に掲げる主任技術者又は監理技術者を配置できること。
①　単体で申請の場合、以下の㈠～㈢の条件をすべて満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること。
㈠　本工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者であること。